

民間危険ブロック塀の撤去工事へ補助を行います！

1. 補助対象となる危険ブロック塀

次の2つの要件をすべて満たすもの

- ①通学路等の接地面からの高さが1.2mを超えるもの
- ②通学路等に面したブロック塀で、点検表に従い点検した結果、不適合項目が1以上あり、倒壊のおそれがあると判定されたもの

※ブロック塀とは…

補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀（フェンスその他これらに類するものと混用の場合を含む。）及びこれらに付属する門柱

※通学路等とは…

丸亀市教育委員会等が認める通学路又はこれと同等と市長が認めるものをいう。

2. 対象となる工事

補助対象危険ブロック塀の全部又は一部を取り除き処分し、ブロック塀等の安全性を向上させる工事（市内に営業所を設ける業者が撤去・処分するものに限る）

3. 対象者

次の2つの要件をすべて満たす者

- ①補助対象危険ブロック塀が設置されている土地の所有者、その土地に存する建築物の所有者
または補助対象危険ブロック塀の所有者であり、当該補助対象危険ブロック塀を撤去する者
- ②市税を滞納していない者

4. 補助金の額

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額

- ・撤去工事に要する経費の3分の2
- ・1敷地あたり133,000円

5. 申込み

申請期間：令和7年4月1日～令和7年12月26日 ※予算の範囲内で先着順

工事完了期限：令和8年1月30日

受付窓口：丸亀市役所3階 建築住宅課

※手続きについては、「民間危険ブロック塀等撤去補助事業の手続きの流れ」をご参照ください。

6. 注意事項

- ・同一の敷地について、二度の補助を受けることはできません。

※丸亀市民間危険ブロック塀等撤去補助事業補助金交付要綱(平成31年告示第8号)に基づき補助を受けている場合も含みます。

- ・交付決定前に工事契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- ・補助事業に関係する書類・図面などは、補助事業が完了した年度から5年間保存しておいてください。
- ・補助金を他の用途に使用するなど、この事業の要綱に違反した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

民間危険ブロック塀等撤去補助事業の手続きの流れ

丸亀市

申請者（所有者）

※交付決定の前に契約はしないこと

補助金の申請

申請期限：令和7年12月26日

◆補助金交付申請書（様式第3号）に、下記の書類を添付し提出（詳細は裏面）

- ①付近見取図
- ②現況写真（全景・前面道路・道路の接地面からの高さ・劣化状況等不適合であることが確認できるもの）
- ③点検表（様式第1号又は様式第2号）
- ④撤去工事に要する費用がわかる見積書の写し
- ⑤補助対象危険ブロック塀等の所有者であることが確認できる書類
- ⑥承諾書（所有者以外の者が申請する場合）
- ⑦委任状（申請者以外が申請事務を行う場合）
- ⑧債権者登録申出書（丸亀市に振込口座を登録していない場合）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※ 申請内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。

※ 補助対象者の要件確認のため補助金交付申請

完了実績の報告

最終報告期日：令和8年1月30日

◆工事完了後 **20日以内**に、完了実績報告書（様式第8号）に下記の書類を添付し提出

- ①工事請負契約書又は注文書・請書の写し
- ②撤去工事に要した費用の領収書の写し
- ③撤去状況写真（撤去前・撤去中・撤去後の状況が確認できるもの）

補助金の請求

◆請求書（様式第10号）を提出

相談・問合せ

市内に営業所を有する業者から見積書を徴収

補助金の申請（交付申請）

受理

（審査後）

交付決定

工事の契約

工事着手

工事完了

完了実績の報告

受理

必要に応じて完了検査

額の確定

補助金の請求

受理

補助金の支給

交付申請時に必要な添付書類

- ①付近見取図（危険ブロック塀等の所在が分かるもの）
- ②現況写真
 - ・ 全景
 - ・ 前面道路
 - ・ 道路の接地面からの高さが確認できるもの
 - ・ 劣化状況等不適合であることが確認できるもの
 - ・ ブロック塀が土留めになっていないことが確認できるもの
- ③点検表（様式第 1 号又は様式第 2 号）
 - 補強コンクリートブロック造による塀の場合…様式第 1 号
 - 組積造による塀の場合…様式第 2 号
- ④撤去工事に要する費用がわかる見積書の写し（市内に営業所がある事業者に限ります）
- ⑤補助対象危険ブロック塀等の所有者であることが確認できる書類
 - （例）建築物の登記事項証明書
 - 土地の登記事項証明書
 - 固定資産税課税明細書
 - 土地・家屋名寄台帳(兼)課税台帳
 - その他住宅の所有者もしくは土地の所有者が確認できるもの
- ⑥承諾書（所有者以外の者が申請する場合）様式は任意
- ⑦委任状（申請者以外が申請事務を行う場合）様式は任意
- ⑧債権者登録申出書（丸亀市に振込口座を登録していない場合）
- ⑨その他市長が必要と認める書類
 - 所有者が複数いる場合…所有者全員の同意書（様式は任意）
 - 所有者が死亡し相続人が申請する場合…代表相続人の確約書（様式は任意）

※補助金交付申請書(様式第 3 号)の記入について

事業完了予定年月日には、補助申請後提出書類に修正等が無ければ 10 日程度で市より決定通知書を送付しますので、それ以降施行者と契約し工事が完了する見込みの期日をご記入下さい。またその他不明な点がございましたらご相談ください

※申請内容に変更が生じた場合

交付申請に添付する書類のうち、内容に変更の生じるものを添えた補助金交付変更承認申請書（様式第 5 号）の提出が必要です。

※事業を中止する場合

補助金交付中止承認申請書（様式第 6 号）の提出が必要です。